

3 地域クラブ活動の目的

- (1) 休日における中学生の活動の場と専門的な指導を受ける機会を増やす。
- (2) 地域の主体性を活かし、中学生のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。
- (3) スポーツ、文化芸術活動を通して中学生の健全育成を図る。

4 地域クラブ活動の対象者

- (1) 妙高市立中学校、特別支援学校中学部に在籍する生徒
 - (2) 市内に在住する中学生
- ※団体に上記対象者以外の参加者（園児、小学生、高校生、成人、市外の者）が在籍していても可

5 地域クラブ活動の実施主体

(1) 実施主体

- ①市内総合型地域スポーツクラブ及び同クラブに加盟する各種団体
- ②妙高市スポーツ協会の加盟団体
- ③妙高文化振興事業団及び市内文化協会の加盟団体
- ④妙高市社会教育関係団体の登録団体
- ⑤その他、市が認める登録団体（新規団体など）

(2) 登録要件

次の全てを満たす団体を「地域クラブ活動団体」として登録します。

- ①中学生が参加できる活動団体であること。
- ②適切な実務指導と監督、活動管理、安全管理を行える指導者等を有し、団体として活動する組織であること。
※個人登録は不可。活動の継続性や適切な指導（ハラスメント防止等）の観点から複数人で対応やチェックができる団体とする。
- ③参加中学生（保護者）、学校、教育委員会との連携、協力が図れること。
- ④参加中学生、指導者や協力者等に対して、ケガ等を補償する賠償責任保険に加入すること。
- ⑤営利を目的とした団体でないこと。
- ⑥参加費を徴収する場合、参加費は参加中学生（保護者）の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で設定すること。
- ⑦参加を希望する生徒を広く受け入れ、公平な視点をもって活動が行えること。
- ⑧指導者等が、教育委員会が開催する研修会等に参加できる団体であること。
※ハラスメント防止や中学生等への指導方法など、指導者としての基礎知識習得を目的とした研修を年2回開催予定（2回のうち、必ず1回は参加が必要）
- ⑨市内に活動拠点を置き、団体代表者は市内在住であること。

(3) 登録方法

登録申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、妙高市教育委員会生涯学習課（P3の問い合わせ・登録申請先）へ提出してください。（随時受付・メール可）
※登録申請書の内容等を確認し、中学生を受け入れ可能な「地域クラブ活動登録団体」として、登録の可否を後日通知します。

6 地域クラブ活動団体への支援

(1) 支援目的

地域クラブ活動団体の運営は、参加者からの会費等による受益者負担が原則となりますが、中学生の会費等の負担軽減と、地域クラブ活動の活性化を図るため、地域クラブ活動団体として登録を受けた団体のうち、下記の要件を満たす団体に対して、市は交付金による支援を行います。

(2) 交付要件

- ①中学生を受け入れる地域クラブ活動団体として登録していること。
- ②中学生が参加できる活動を休日に月2回以上実施する団体であること。
(基本的に学校部活動の休止日に合わせて活動日を設けること)
- ③対象となる中学生の参加者が3名以上所属していること。
- ④親族のみで構成された団体は交付対象外とする。

(3) 支援額(年額)

【基礎交付金】

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ①総合型地域スポーツクラブで実施するユニバーサルスポーツクラブ | 35,000円 |
| ②社会教育登録団体 | 60,000円 |
| ③コミュニティ団体(地区体協など) | 60,000円 |
| ④その他団体(新規設立団体など) | 80,000円 |

【上乗せ交付金】

- ①対象中学生(P2の4(1)(2)で記載)の参加人数 × 800円(保険料相当)

(4) その他

支援の内容は、R6年度から7年度までは、休日の学校部活動の休止に向けた移行期間であることを踏まえ、実施状況や課題等に応じた必要な見直しを行っていくこととしています。

7 今後のスケジュール(予定)

- ・3月25日(月)～ 地域クラブ活動団体の登録募集を開始
- ・4月10日(水) 団体登録の第1次申込み期限(※以降も、随時申込み可)
- ・4月中旬～ 中学生へ登録団体(第1次登録分)を案内・参加者募集
各地域クラブ活動団体の計画(活動日)に基づき活動開始

【問い合わせ・登録申請先】

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

妙高市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係

TEL: 0255-74-0036(直通)

e-mail: syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp